

文京区吹付けアスベスト等除去工事費助成事業

文京区では、区内の民間建築物等の吹付けアスベスト等除去工事について、除去工事費用の一部を助成します。

1 対象のアスベスト（以下「吹付けアスベスト等」といいます。）

アスベスト含有率が0.1%を超える吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウール

2 助成の対象者

- (1) 区内に建築物を所有する個人（個人住民税を滞納していない者）
- (2) 区内に所在する分譲集合住宅の管理組合
- (3) 区内に建築物を所有し、区内に主たる事業場がある中小企業者（法人住民税を滞納していない者）

※過去に本事業の助成金の交付を受けた者は助成対象になりません。

3 助成対象の工事

吹付けアスベスト等の除去工事のうち、次に掲げる工事が対象です。

- (1) 平成18年9月1日より前に建築された、区内に所在する民間の建築物であること
- (2) 大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、石綿障害予防規則その他関連法令等に基づき適切に行うものであること。
- (3) 建築物の除却が行われない場合は、除去工事完了後の建築物が、建築基準法の規定に違反していないこと。
- (4) 除去工事の計画の策定等を石綿作業主任者又は建築物石綿含有建材調査者（戸建て住宅にあっては建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者）が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものであること。

4 助成内容

建築物等の用途	助成率	助成限度額
戸建て住宅	除去工事費用の2/3	200万円
集合住宅等（延べ面積1,000㎡未満）	除去工事費用の2/3	400万円
集合住宅等（延べ面積1,000㎡以上）	除去工事費用の5/6	500万円

※ 助成の対象となる費用は、工事費用のうち、吹付けアスベスト等の除去および処分に要する費用です。（千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。）

5 助成事業の実施期間

交付申請期間：令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

申請後、工事完了報告を令和6年12月20日までに、交付請求を令和7年1月31日までに完了していただく必要があります。無理のない工事スケジュールをご検討ください。

6 助成金交付の申請方法

工事着工前に、所定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して窓口（裏面参照）に提出してください。申請用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

7 手続の流れ

- (1) 事前相談 [申請者] ※ アスベスト含有の有無が不明の場合は、分析調査が必要です。調査費用の助成も行っていますので、ご相談ください。
- ↓
- (2) 現場確認 [区] ※必要に応じて
- ↓
- (3) 「文京区吹付けアスベスト等除去工事費助成申請書」(様式第1号)の提出 [申請者]
- 【添付書類】**
- ① 建物の登記事項証明書
 - ② 法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合)
 - ③ 個人住民税又は法人住民税の納税証明書(非課税の場合は、非課税証明書)
 - ④ 建築物現況図面及び現況写真
 - ⑤ 吹付アスベスト等の存在が分かる書類(分析結果及び写真等を含む。)
 - ⑥ 飛散防止の方法及び作業工程、除去等範囲を記した工事施工図面
 - ⑦ 工事見積書(内訳書を含む。)・・・税別で見積を依頼してください。
 - ⑧ 共用部分を共有する全員の同意書又は規約等(共用部分の除去工事を実施する場合)
 - ⑨ 作業計画の策定等を石綿含有建材調査者が行ったことを証する書類
- ↓ ※①、②及び③は原本
- (4) 助成の交付の可否、通知書発行 [区]
- ↓
- (5) 吹付けアスベスト除去工事の実施 [申請者] } ※変更又は取りやめの場合は、区へご相談ください。
- ↓
- (6) 工事完了後、「文京区吹付けアスベスト等除去工事完了届」(様式第6号)の提出 [申請者]
- 【添付書類】**
- ① 工事施工報告書(空気中のアスベスト濃度測定結果報告書を含む。)
 - ② 領収書その他支払を証する書類
 - ③ 工事請負契約書の写し
 - ④ 工事中及び工事後の写真
 - ⑤ 労働基準監督署に提出した建設工事計画届の写し
 - ⑥ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票及びB2票、E票の写し
- ※特定粉じん排出等作業完了届出書の提出があったときは、その写しをもって①、④、⑥の書類に代えることができる
- ↓
- (7) 審査、交付額の確定 [区]
- ↓
- (8) 「文京区吹付けアスベスト等除去工事費助成金交付請求書兼口座振替依頼書」(様式第8号)の提出
- 【添付書類】** 口座番号の分かるものの写し(例：通帳の表紙裏コピーなど) [申請者]
- ↓
- (9) 助成金の振込み [区]

【申請窓口】 文京区 資源環境部 環境政策課 指導担当

電話：03-5803-1260

所在地：〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター17階南側